

第 146 回エネルギー問題に発言する会座談会議事録

議事録 河原暲

日時 場所: 平成 26 年 7 月 17 日(木) 16:00～17:30 @ JANSI 会議室
座談会演題: 「納得のゆく原子力規制の法的検討」
講師 : 森本俊雄 (富士電機, 日本エヌ・ユー・エス, (株)ニューファクト)
座長 : 早野睦彦
参加者 : 会員約 50 名

1. 座談会趣旨: 平成 25 年 7 月炉規法の改正に基づき新しい原子力規制委員会が設置され、原子力発電所 12 サイト 19 基の安全審査が申請・審査されている。現在、九州電力川内発電所(1, 2 号機)の「審査書案」が発行され、ようやく原子力発電所の再稼働の見通しが得られつつある。しかしながら、原子力発電先進国の欧米の安全審査に比すと、我が国の新しい安全審査体制には審査時間上もまた質的な差も散見されると考えられる。この座談会では改めて、この問題を検討するために、当分野の専門家のご見解とご意見を拝聴し、議論する目的で座談会を設けたものである。

2. 座談会の概要: 講師による説明内容を以下に要約して記す。

- 1) 欧米の原子力法令調査と日本のそれとの差異
 - ・判りやすいこと (欧米の場合は上位規則だけ読んでも全体を把握できるが、日本の場合は上位規則を読んだだけでは理解できない)
 - ・指針や内規の充実と体系化
 - ・内規の充実と公表
- 2) 原子力安全規制法令の体系の日本と米国、フィンランドとの比較
- 3) 原子力安全規制行政上の重要因子とそれを高めるための方策
 - ・安定性
 - ・柔軟性
 - ・予測可能性
 - ・実効性
 - ・透明性
- 4) 規制指針及び内規の整備状況・整備体制に関する日本と米国、フィンランドとの比較
- 5) 施設定期検査の受入れ義務化、施設検査要件に関する日本と米国、フィンランドとの比較
- 6) 日本の施設定期検査関連規定(炉規法、実用炉規則)の課題整理(主要条項毎の評価)
- 7) 日本の施設定期検査の受入れ義務化に関する検討
 - ・制定経緯と基本方針ならびにその特徴
 - ・実用炉規則の改定の必要性
 - ・メリットとデメリットに関する考察
- 8) 日本の原子力規制法令の改善課題

- ・事業者の自主性の重視
- ・QAに関する規制要件の明確化と事業者の自主的 QA 要件の意識的区別
- ・機器クラス分類の統合と簡素化
- ・規制機関の品質管理システムの確立と着実な運用
- ・法令文書の簡易化
- ・法令改善への電力・メーカー技術者の参画
- ・安全目標の明確化

3. 主要 Q&A の総括

- 1) 炉規法と電事法での二重規制の撤廃を進めないと、日本の原子力の進歩はない。このままでは”ガラバコス化”が進む。以前進められていた原子力に関する東大法制研究会などの現状確認と再スタートなどが必要。
今がこれをやるべき時期だ。また、”検査の在り方検討会”なども開催されていたが、この種の活動を事業者主導で復活すべきだ。
- 2) 日本では原子力発電に対する規制が必要以上に詳細であり、事業者の自主的な活動の余地が少なく、官僚支配的な考えがいまだに残ったままになっているのではないかと思われる。
官尊民卑的または土農工商的考えを糾す必要があり、今がそのチャンスである。
- 3) 米国 NRC は事業者からの検査料で運営されており、フィンランドも同じで、こういう考え方を日本も取るべきである。
- 4) 日本にはこのような問題に関し、それを糾すためにコスト(司法コスト)をかけるべきという考えが技術者側には強くあるが、事業者側では弱いという実態もある。

以上